

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 消費税の中間申告

**Q** : 当社は、1年決算の法人です。消費税の中間申告は、年3回の場合もあると聞いたのですが、本当でしょうか。

**A** : 前事業年度の消費税額が400万円超の会社は、年3回消費税の中間申告が必要です。

### 【解説】

消費税の課税期間は原則として1年とされていますが、中間申告制度が設けられています。

消費税の場合、前事業年度の消費税額の大きさにより、中間申告の時期（回数）が次のように異なります。

- (1) 前事業年度の消費税額が48万円以下の会社・中間申告の必要はありません
- (2) 前事業年度の消費税額が48万円超400万円以下の会社・年1回の中間申告  
課税期間が始まってから6カ月を経過した日から2カ月以内に中間申告を行い、原則として前事業年度の消費税の年税額の2分の1を納付しなければなりません。
- (3) 前事業年度の消費税額が400万円超の会社・年3回の中間申告

課税期間が始まってから3カ月、6カ月及び9カ月を経過した日から、それぞれ2カ月以内に中間申告を行い、原則として前事業年度の消費税の年税額の4分の1を納付しなければなりません。

この場合には、中間申告と確定申告を合わせると年4回の申告が必要となりますので、納税準備等に注意してください。

